

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年 6 月29日
【会社名】	富士通フロンテック株式会社
【英訳名】	FUJITSU FRONTECH LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 下島 文明
【本店の所在の場所】	東京都稲城市矢野口1776番地
【電話番号】	(042)377 - 2544
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 豊美 由喜夫
【最寄りの連絡場所】	東京都稲城市矢野口1776番地
【電話番号】	(042)377 - 2544
【事務連絡者氏名】	経営企画室長 豊美 由喜夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

平成28年6月23日開催の当社第101回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成28年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 「監査等委員会設置会社」へ移行することに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 改正会社法により、業務執行取締役等でない取締役とも責任限定契約を締結することが可能になったことに伴い、責任限定契約の対象の変更を行うものであります。
- (3) その他、条文の新設および削除に伴う条数の変更、項番号の新設および表現の修正等、所要の整理を行うものであります。

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、下島 文明、松森 邦彦、今村 洋、石岡 達也、吉田 直樹、川上 博矛の6氏を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、堀野 靖人、鈴木 洋二、小関 雄一の3氏を選任するものであります。

第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額150百万円以内と定めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を年額60百万円以内と定めるものであります。

第6号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

取締役(非業務執行取締役を除く。)に対して株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬額を年額30百万円以内と定めるものであります。

第7号議案 役員賞与支給の件

当事業年度末時点での取締役5名(社外取締役を除く。)に対し、役員賞与総額5,040万円を支給することとし、各取締役に対する金額は、取締役会に一任するものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成 (個)	反対 (個)	棄権 (個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	187,380	10,560	0	(注) 1	可決 (91.87%)
第2号議案					
下島 文明	166,508	31,432	0	(注) 2	可決 (81.64%)
松森 邦彦	183,994	13,946	0		可決 (90.21%)
今村 洋	184,010	13,930	0		可決 (90.22%)
石岡 達也	184,010	13,930	0		可決 (90.22%)
吉田 直樹	184,010	13,930	0		可決 (90.22%)
川上 博矛	183,979	13,961	0		可決 (90.20%)
第3号議案					
堀野 靖人	161,648	36,292	0	(注) 2	可決 (79.26%)
鈴木 洋二	163,820	34,120	0		可決 (80.32%)
小関 雄一	185,816	12,124	0		可決 (91.11%)
第4号議案	191,991	5,894	55	(注) 3	可決 (94.13%)
第5号議案	192,227	5,658	55	(注) 3	可決 (94.25%)
第6号議案	191,615	6,325	0	(注) 3	可決 (93.95%)
第7号議案	192,177	5,763	0	(注) 3	可決 (94.22%)

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以 上